

ス 第 6 4 8 号  
令和 2 年 2 月 2 8 日

各県立学校長 殿

教 育 長  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業について（通知）

このことについて、別添写しのとおり文部科学事務次官から要請がありましたので、全ての県立中学校及び高等学校を令和 2 年 3 月 2 日（月）から 3 月 2 4 日（火）までの間、臨時休業とします。また、特別支援学校においては、福祉サービスの人員確保の問題等で幼児児童生徒の居場所の確保が困難な地域もあることから、多くの幼児児童生徒が同じ場所に長時間集まることのないよう対策を行った上で登校させることとし、臨時休業とはしないこととします。

つきましては、児童生徒及び保護者に周知願いますとともに、感染症予防対策の継続的な実施と正確な情報に基づく冷静な行動を指導願います。

なお、高校入試と卒業式については、下記のとおりとします。

記

1 公立高等学校の入試について

令和 2 年 2 月 2 6 日付け高第 8 3 6 号通知をもとに、予定どおり行う。

2 卒業式について

開催する場合は、感染防止のための措置を徹底して、必要最低限の人数で行うこと。

例) 卒業生だけの出席，ホームルームごとに実施，卒業証書を授与するのみ等

<添付資料>

- 1 事務次官通知
- 2 新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業に伴う Q & A
- 3 保護者用通知文書

担当：スポーツ健康課学校保健給食班  
佐藤，大友

TEL 0 2 2 - 2 1 1 - 3 6 6 6

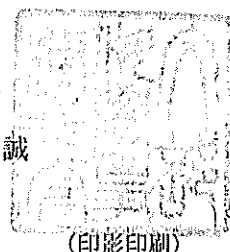
FAX 0 2 2 - 2 1 1 - 3 7 9 6



元文科初第1585号  
令和2年2月28日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事  
附属学校を置く各国公立大学法人の長  
各文部科学大臣所轄学校法人理事長 殿  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を  
受けた各地方公共団体の長  
厚生労働事務次官

文部科学事務次官  
藤原 誠



(印影印刷)

新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校  
等における一斉臨時休業について（通知）

新型コロナウイルス感染症への対応については、令和2年2月25日に決定した「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）等に基づき、新型コロナウイルスの感染拡大の防止に取り組んでいるところです。文部科学省としても、同日、「児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）」（令和2年2月25日事務連絡）において、学校の臨時休業の措置に関する方針等についてお知らせしたところです。

このたび、2月27日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、今がまさに感染の流行を早期に終息させるために極めて重要な時期であることを踏まえ、何よりも子供たちの健康・安全を第一に考え、多くの子供たちや教職員が、日常的に長時間集まることによる感染リスクに予め備える観点から、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における全国一斉の臨時休業を要請する方針が内閣総理大臣より示されました。このことを受け、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）、中学校（義務教育学校の後期課程及び

中等教育学校の前期課程を含む。)、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)、特別支援学校及び高等課程を置く専修学校の設置者におかれては、本年3月2日(月)から春季休業の開始日までの間、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条(同法第32条において専修学校に準用する場合を含む。)に基づく臨時休業を行うようお願いいたします。

なお、臨時休業の期間や形態については、地域や学校の実情を踏まえ、各学校の設置者において判断いただくことを妨げるものではありません。その際、卒業式などを実施する場合には、感染防止のための措置を講じたり、必要最小限の人数に限って開催したりする等の対応をとっていただくようお願いいたします。

臨時休業を行う場合における配慮として、下記の点に留意してください。

(保健管理に関すること)

- 1 新型コロナウイルスの感染の拡大を防止するための臨時休業の措置であるという趣旨を児童生徒に理解させ、人の集まる場所等への外出を避け、基本的に自宅で過ごすよう指導すること。
- 2 自宅においても、咳エチケットや手洗い等の感染症対策を行うよう指導すること。

(教育課程に関すること)

- 3 児童生徒が授業を十分受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることはないよう、可能な限り、家庭学習を適切に課す等の必要な措置を講じるなど配慮すること。
- 4 児童生徒の各学年の課程の修了又は卒業の認定等に当たって、弾力的に対処し、その進級、進学等に不利益が生じないよう配慮すること。なお、このたびの臨時休業により学校教育法施行規則に定める標準授業時数を踏まえて編成した教育課程の授業時数を下回った場合は、そのことのみをもって学校教育法施行規則に反するものとはされないこと。

(公立学校における教員の加配や学習指導員等の配置に関すること)

- 5 「児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について(第二報)」(令和2年2月25日事務連絡)で示したとおり、文部科学省としては、公立学校における教員の加配や学習指導員等の配置に必要な支援を各自治体の要望を踏まえることとしており、必要に応じて相談いただきたいこと。

(公立学校の教職員の出勤等の服務に関すること)

6 公立学校の教職員については、基本的には勤務することとなるが、教職員本人が罹患した場合には病気休暇等を取得させることや、教職員が濃厚接触者であるなど当該教職員が出勤することにより感染症が蔓延する恐れがある場合には在宅勤務や職務専念義務の免除により学校へ出勤させないようにすることなど、各地方公共団体の条例等にとり教職員の服務について適切な取扱いを行うこと。なお、教職員が勤務するに当たっては、在宅勤務や時差出勤を推進すること。また、教職員が学校へ出勤しない場合においては、在宅勤務や職務専念義務の免除等の措置の趣旨を踏まえること。

(障害のある幼児児童生徒に関すること)

7 特別支援学校等に在籍する障害のある幼児児童生徒(以下「幼児児童生徒」という。)には、保護者が仕事を休めない場合に自宅等で1人で過ごすことができない幼児児童生徒がいることも考えられることから、各教育委員会等においては福祉部局や福祉事業所と連携したうえで、地域の障害福祉サービス等も活用して、幼児児童生徒の居場所の確保に取り組むこと。

やむを得ず、福祉サービスの人員確保の問題等で幼児児童生徒の居場所を確保できない場合等、臨時休業措置をとれない場合は、多くの幼児児童生徒が同じ場所に長時間集まることのないよう、必要な対策を行ったうえで、必要最小限の人数に絞って登校させる等の特段の配慮を行うこと。

また、特別支援学校の寄宿舎については、基本的には学校に準じて休業するものと考えられるが、保護者が迎えに来られない場合等、個別の状況に応じて柔軟に対応すること。

(高等学校等の入学者選抜に関すること)

8 今後予定されている高等学校等の入学者選抜については、「高等学校入学者選抜等における新型コロナウイルス感染症への対応について(第2報)」(令和2年2月19日事務連絡)を踏まえ、都道府県保健衛生部局等と相談しつつ、試験会場の清掃やアルコール消毒、こまめな換気の実施、試験会場へのアルコール消毒液の設置、咳エチケットや手洗いの徹底など、感染防止の措置を講じた上で実施していただきたいこと。また、新型コロナウイルス感染症に感染し又は感染が疑われる者への受検機会を十分に確保する観点から、追試験の実施等の対応を検討していただくとともに、入学志願者や保護者に対する情報提供や相談対応に努めていただきたいこと。

なお、同本部において、臨時休業期間中の児童生徒等の監督者の確保等の保護者の負担等が生じないように、政府として責任を持って対応する旨の方針が示されたことを申し添えます。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び城内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、厚生労働省におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して周知されるようにお願いします。

<本件連絡先>

文部科学省：03-5253-4111（代表）

○保健管理に関すること

初等中等教育局 健康教育・食育課（内2918）

○教育課程に関すること

初等中等教育局 教育課程課（内2367）

○公立学校における教員の加配や学習指導員等の配置に関すること

初等中等教育局 財務課（内2038）

○公立学校の教職員の出勤等の服務に関すること

初等中等教育局 財務課（内2588）

○障害のある幼児児童生徒に関すること

初等中等教育局 特別支援教育課（内3195）

○高等学校等の入学者選抜に関すること

初等中等教育局 児童生徒課（内3291）

○私立学校に関すること

高等教育局 私学部 私学行政課（内2532）

○国立大学附属学校に関すること

総合教育政策局 教育人材政策課（内3498）

○公立大学附属学校に関すること

高等教育局 大学振興課（内3370）

○専修学校に関すること

総合教育政策局 生涯学習推進課（内2939）

## 新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業に伴うQ & A（県立学校共通）

### <登校日等の設定>

Q 修了式は、実施してもよいか。

A 卒業式と同様に考え、感染拡大防止に配慮しながら実施すること。

Q 一日入学や臨時の登校日を実施してもよいか。

A 登校させる必要性について十分な検討をした上で、実施する場合には、時間の短縮や活動内容を工夫するなど、感染拡大防止に留意すること。

Q 令和2年度始業式は早めて実施してもよいか。

A 今後の国の方針等を踏まえながら対応すること。

### <児童生徒の状況把握>

Q 児童生徒が罹患した場合の連絡はどのように行うのか。

A 児童生徒や家族の罹患が疑われる場合は、学校に報告するよう保護者に依頼すること。県への報告は、2月26日付けス第639号に沿って行うこと。

Q 児童生徒の学習状況把握のため、休業中の家庭訪問は実施してもよいか。

A 児童生徒の学習状況の把握をする場合は、原則として電話等での聞き取りとすること。なお、家庭訪問を実施する場合は、学校長の判断の下、感染防止のための措置を万全にとること。

### <部活動>

Q 部活動等の活動は行ってよいのか。

A 感染拡大防止の観点から、一切の部活動を停止すること。

Q 部活動の遠征や合宿等の対外試合は行ってよいのか。

A 全国一律に臨時休業要請が行われたものであり、対外試合は行わないこと。

Q 全国規模の大会への参加はしてもよいのか。

A 全国大会等への出場が決まっている場合には、主催団体の動向を注視しながら出場選手のみの参加にする等の対応をとること。

Q 全国大会に出場する部活動については、練習を行ってもよいのか。

A 感染防止対策を徹底するとともに、最小限の人数で短時間の活動とすること。

Q 生徒個人で行う自主練習についてはどうか。

A 自宅内でのトレーニングや自宅周辺のランニング等にとどめること。複数人による練習は行わないこと。

#### <学校での児童の預かり>

Q 特に低学年児童が、日中一人で家庭にいることができない場合、保護者の希望があれば学校で預かってもらってもよいのか。

A 放課後児童クラブの拡充による対応を原則とするが、体制が整わないなどの理由がある場合は、当面の間、やむを得ない事情にある（日中一人でいることができない）児童については登校することも可能であると考えている。なお、登校させる場合には、濃厚接触にならないよう感染予防に留意すること。

Q その際、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の対象となるか。

A 文部科学省に確認中であり、学校管理下外として対象外となる可能性を考慮すること。例えば、夏休みのプール開放に準じて、家庭における健康チェックなど児童生徒の健康状態の把握に努めるとともに、登校中の事故については、各家庭の責任において対応するなど事前の同意を得ることが望ましい。

#### <サービス>

Q 公立学校の臨時休業中における教職員のサービスの取扱いはどのようになるのか。新型コロナウイルスの感染が拡大していない地域に所在する学校においては、教職員は通常通り勤務して差し支えないのか。あるいは、感染拡大の有無を問わず、教職員も学校に出勤させないようにすべきなのか。

A 原則として通常通り勤務することとなる。万が一、学校内において新型コロナウイルス感染者や濃厚接触者が確認された場合には、出勤を自粛して自宅待機とすることも考えられるが、具体的な取扱いについては、現在検討している。

Q 公立学校が臨時休業となることで、教職員が子の世話をする必要が生ずるが、その際のサービス上の取扱いはどのように対応すべきか。

A 特別休暇で対応することを検討しているが、詳細は現在検討中である。当面は年次有給休暇での対応をお願いしたい。